

第7類 衛 生

第1章 一般廃棄物の処理

○大里広域市町村圏組合が設置する一般廃棄物処理施設に 係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例

平成11年11月30日

条例第3号

改正 平成14年12月 4日 条例第 4号

(趣旨)

第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第9条の3第2項（同条第8項により準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、同条第1項の規定による一般廃棄物処理施設の設置に係る届出及び同条第7項の規定による一般廃棄物処理施設の変更に係る届出に際し、管理者が実施した周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査（以下「生活環境影響調査」という。）の結果及び法第8条第2項各号に掲げる事項を記載した書類（以下「報告書等」という。）の公衆への縦覧手続並びに利害関係を有する者に生活環境の保全上の見地からの意見書（以下「意見書」という。）を提出する機会を付与するための手続に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる施設の種類)

第2条 報告書等の公衆への縦覧及び意見書を提出する機会の付与の対象となる一般廃棄物処理施設の種類は、法第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設（以下「施設」という。）とする。

(縦覧の告示)

第3条 管理者は、法第9条の3第2項の規定により報告書等を公衆の縦覧に供しようとするときは、報告書等を縦覧に供する場所（以下「縦覧の場所」という。）及びその期間（以下「縦覧の期間」という。）のほか、次に掲げる事項を告示するものとする。

- (1) 施設の名称
- (2) 施設の設置の場所
- (3) 施設の種類
- (4) 施設において処理する一般廃棄物の種類
- (5) 施設の処理能力（施設が最終処分場である場合にあっては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）
- (6) 実施した生活環境影響調査の項目

(縦覧の場所及び縦覧の期間)

第4条 縦覧の場所は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 大里広域市町村圏組合事務局
- (2) 生活環境影響調査を実施した周辺地域内で、管理者が指定する場所
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める場所

2 縦覧の期間は、告示の日から1月間とする。

(意見書の提出先等の告示)

第5条 管理者は、法第9条の3第2項の規定により施設の設置又は変更に關し利害関係を有する者は意見書を提出できる旨、意見書の提出先及び提出期限その他必要な事項を告示するものとする。

(意見書の提出先及び提出期限)

第6条 意見書の提出先は、次に掲げる場所とする。

- (1) 大里広域市町村圏組合事務局
- (2) 生活環境影響調査を実施した周辺地域内で、管理者が指定する場所
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める場所

2 施設の設置又は変更に關し利害関係を有する者は、第4条第2項に規定する縦覧の期間満了日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、管理者に意見書を提出することができる。

(環境影響評価との関係)

第7条 施設の設置又は変更に關し、環境影響評価法（平成9年法律第81号）又は埼玉県環境影響評価条例（平成6年埼玉県条例第61号）に基づく環境影響評価（生活環境影響調査に相当する内容を有するものに限る。）に係る告示、縦覧等の手続を経たものは、第3条から前条までに定める手続を経たものとみなす。

(他の市町村との協議)

第8条 管理者は、施設の設置又は変更により、生活環境に影響を及ぼす周辺地域に、大里広域市町村圏組合を構成する市町の区域に属しない区域が含まれているときは、当該区域を管轄する市町村の長に、報告書等の写しを送付し、当該区域における縦覧等の手続の実施について協議するものとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるものほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年12月4日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。

○大里広域市町村圏組合が設置する一般廃棄物処理施設に 係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例 施行規則

平成11年11月30日
規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、大里広域市町村圏組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例（平成11年条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(縦覧の期間等)

第2条 報告書等の縦覧のできる日は、条例第4条第2項の規定による縦覧の期間のうち、大里広域市町村圏組合の休日を定める条例（平成2年条例第3号）第1条第1項各号に掲げる日以外の日とする。

2 縦覧の時間は、午前8時30分から午後5時までとする。

(縦覧の手続)

第3条 報告書等を縦覧しようとする者（以下「縦覧者」という。）は、縦覧申込書（別記様式）に必要な事項を記入しなければならない。

(縦覧者の遵守事項)

第4条 縦覧者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 報告書等を縦覧の場所から持ち出さないこと。
- (2) 報告書等を汚損し、又は損傷しないこと。
- (3) 他の縦覧者に迷惑を及ぼさないこと。
- (4) 係員の指示があった場合には、それに従うこと。

2 管理者は、前項の規定に違反した者に対し、縦覧を停止し、又は禁止することができる。

(意見書の記載事項)

第5条 条例第6条第2項の意見書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び事務所又は事業所の所在地）
- (2) 施設の名称
- (3) 生活環境の保全上の見地からの意見

(その他)

第6条 この規則に定めるものほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式

縦 覧 申 込 書

施設の名称

告示年月日

年 月 日

縦 覧 期 間

年 月 日から

年 月 日まで

縦覧年月日	氏 名	住 所

遵守事項

- 1 報告書等を縦覧の場所から持ち出さないこと。
- 2 報告書等を汚損し、又は損傷しないこと。
- 3 他の縦覧者に迷惑を及ぼさないこと。
- 4 係員の指示があった場合には、それに従うこと。

○大里広域市町村圏組合ごみ焼却施設設置及び管理条例

平成13年3月30日

条例第8号

改正 平成14年12月 4日条例第 4号

平成17年10月 1日条例第 1号

平成17年12月27日条例第 4号

平成19年 2月13日条例第 2号

(設置)

第1条 本組合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第1条に定める目的を達成するため、ごみ焼却施設（以下「施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
大里広域市町村圏組合立熊谷衛生センター	熊谷市西別府583番地1
大里広域市町村圏組合立深谷清掃センター	深谷市樫合750番地
大里広域市町村圏組合立江南清掃センター	熊谷市千代9番地

(廃棄物の範囲)

第3条 施設で処理する廃棄物の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 家庭生活に伴って生じた可燃性の一般廃棄物
- (2) 事業活動に伴って生じた可燃性の一般廃棄物
- (3) 管理者が特に必要があると認める廃棄物

(搬入の制限)

第4条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、搬入の制限をすることができる。

- (1) 一般廃棄物以外の廃棄物を搬入するとき。
- (2) 有害性又は危険性があり、施設で処理不可能な一般廃棄物を搬入するとき。
- (3) 組合市町の区域以外から一般廃棄物を搬入するとき。
- (4) その他特に管理者が必要と認めるとき。

(手数料)

第5条 施設の廃棄物処理手数料については、別に条例で定める。

(職員)

第6条 施設に必要な職員を置く。

(委任)

第7条 この条例に定めるものほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年12月4日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年10月1日条例第1号）

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成17年12月27日条例第4号）

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成19年2月13日条例第2号）

この条例は、平成19年2月13日から施行する。

○大里広域市町村圏組合ごみ焼却施設設置及び管理条例施行規則

平成13年3月30日

規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、大里広域市町村圏組合ごみ焼却施設設置及び管理条例（平成13年条例第8号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(その他の搬入制限)

第2条 条例第4条第4号に規定する搬入の制限は、次のとおりとする。

- (1) 施設が故障その他の理由により処理作業が困難なとき。
- (2) 搬入者が廃棄物処理手数料を納付しないとき。
- (3) 管理者が施設の管理上特に必要があると認めるとき。

(休業日及び搬入時間)

第3条 施設の休業日及び搬入時間は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 休業日
 - ア 日曜日及び土曜日
 - イ 12月31日から1月3日まで
- (2) 搬入時間
 - ア 午前8時30分から午後4時30分まで（前号に規定する休業日を除く。）

2 管理者は、施設の管理その他必要があると認めるときは、休業日及び搬入時間を変更することができる。

(分掌事務)

第4条 施設の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 施設の運転業務に関すること。
- (2) 廃棄物処理手数料の取扱いに関すること。
- (3) 施設の維持管理に関すること。
- (4) 施設に係る資材、部品等の出納及び保管に関すること。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は管理者が別に定める。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

○大里広域市町村圏組合不燃物処理施設設置及び管理条例

昭和58年3月30日

条例第4号

改正 平成13年 3月30日条例第 5号

平成17年10月 1日条例第 1号

大里広域市町村圏組合立不燃物処理センター設置条例（昭和48年条例第2号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 本組合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第1条に定める目的を達成するため、不燃物処理施設を設置する。

（名称及び位置）

第2条 不燃物処理施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
大里広域市町村圏組合立大里広域クリーンセンター	熊谷市大麻生200番地2

（職員）

第3条 不燃物処理施設に必要な職員を置く。

（委任）

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月30日条例第5号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成17年10月1日条例第1号）

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

○大里広域市町村圏組合不燃物処理施設設置及び管理条例施行規則

平成13年3月30日

規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、大里広域市町村圏組合不燃物処理施設設置及び管理条例（昭和58年条例第4号）第4条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(休業日及び搬入時間)

第2条 施設の休業日及び搬入時間は、次に掲げるとおりとする。

(1) 休業日

- ア 日曜日及び土曜日
- イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- ウ 1月2日、3日及び12月31日

(2) 搬入時間

- ア 午前8時30分から午後4時まで（前号に規定する休業日を除く。）

2 管理者は、施設の管理その他必要があると認めるときは、休業日及び搬入時間を変更することができる。

(分掌事務)

第3条 施設の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 施設の運転業務に関すること。
- (2) 施設の維持管理に関すること。
- (3) 施設に係る資材、部品等の出納及び保管に関すること。

(その他)

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は管理者が別に定める。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

○大里広域市町村圏組合一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例

平成 25 年 3 月 29 日

条例第 2 号

改正 令和元年 11 月 18 日条例第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）

第 21 条第 3 項の規定に基づき、大里広域市町村圏組合が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格に関し必要な事項を定めるものとする。

(技術管理者の資格)

第 2 条 法第 21 条第 3 項の条例で定める資格は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。

- (1) 技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）第 2 条第 1 項に規定する技術士（化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第二次試験に合格した者に限る。）
- (2) 技術士法第 2 条第 1 項に規定する技術士（前号に該当する者を除く。）であって、1 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (3) 2 年以上法第 20 条に規定する環境衛生指導員の職にあった者
- (4) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する大学（短期大学を除く。次号において同じ。）の理学、薬学、工学又は農学の課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 学校教育法に規定する大学の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学及び化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 学校教育法に規定する短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程（以下この号及び次号において「専門職大学前期課程」という。）を含む。同号において同じ。）又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した（専門職大学前期課程を修了した場合を含む。）後、4 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (7) 学校教育法に規定する短期大学又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学及び化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した（専門職大学前期課程を修了した場合を含む。）後、5 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 学校教育法に規定する高等学校又は中等教育学校において土木科、化学科又はこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (9) 学校教育法に規定する高等学校又は中等教育学校において理学、工学若しくは農学に関する科目又はこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (10) 10 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (11) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

附 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第2章 基 金

○大里広城市町村圏組合不燃物処理施設建設基金条例

平成13年3月30日

条例第7号

(設置)

第1条 不燃物処理施設を建設する経費の財源に充てるため、大里広城市町村圏組合不燃物処理施設建設基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 管理者は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるものほか、基金の管理に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

○大里広城市町村圏組合ごみ処理施設整備基金条例

平成18年11月16日

条例第 7号

(設置)

第1条 ごみ焼却施設及び不燃物処理施設の大規模修繕等に要する経費の財源に充てるため、大里広城市町村圏組合ごみ処理施設整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 管理者は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第3章 手数料

○大里広域市町村圏組合廃棄物処理手数料徴収条例

平成13年3月30日

条例第9号

改正 平成14年12月 4日条例第 4号

平成18年11月16日条例第 6号

平成27年11月17日条例第 7号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第228条第1項の規定に基づき、大里広域市町村圏組合（以下「組合」という。）が徴収する廃棄物処理手数料（以下「手数料」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(手数料の徴収等)

第2条 組合は、別表に掲げる手数料を搬入者から徴収する。ただし、組合市町が搬入する場合は徴収しない。

2 手数料は、搬入の際納入しなければならない。ただし、管理者が必要と認める場合は他の方法によることができる。

(手数料の減免)

第3条 管理者は、災害その他特別の事情があると認めるときは、手数料を減免することができる。

(委任)

第4条 この条例に定めるものほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 別表の規定は、平成13年7月1日以後、ごみ焼却施設に搬入される廃棄物の処理に係る手数料について適用し、同日前までに搬入される廃棄物の処理に係る手数料については、次の表を適用する。

附 則（平成14年12月4日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。

区分		基 準	手数料
事業活動に伴って生じた可燃性の一般廃棄物	熊谷衛生センター	10kgにつき	120円
	深谷清掃センター	10kg以上 100kg未満	800円
		100kg以上について 10kgにつき	80円加算
	江南清掃センター	10kgにつき	80円

備考：10kg未満の端数があるときは、これを切り上げる。

別表（第2条関係）

区分	基 準	手数料
家庭生活に伴って生じた可燃性の一般廃棄物	50kgを超える部分について10kgにつき	10円
事業活動に伴って生じた可燃性の一般廃棄物	10kgにつき	180円
管理者が特に必要があると認める廃棄物	10kgにつき	180円

備考 10kg未満の端数があるときは、これを切り上げる。

附 則（平成18年11月16日条例第6号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成27年11月17日条例第7号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

○大里広域市町村圏組合廃棄物処理手数料徴収条例施行規則

平成13年3月30日

規則第3号

改正 令和3年2月26日規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、大里広域市町村圏組合廃棄物処理手数料徴収条例（平成13年条例第9号）第4条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(納入方法等)

第2条 条例第2条第2項ただし書に規定する他の方法は、当該月分をまとめて翌月納入する方法をいう。

2 前項の規定により納入する場合は、予め管理者に届け出るものとする。

(減免の申請)

第3条 条例第3条の規定により手数料の減免を受けようとする者は、廃棄物処理手数料減免申請書（別記様式）を管理者に提出しなければならない。

(その他)

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は管理者が別に定める。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式

廃棄物処理手数料減免申請書

年 月 日

大里広域市町村圏組合管理者 氏名様

住 所
申請者 氏 名

大里広域市町村圏組合廃棄物処理手数料徴収条例第3条の規定により、廃棄物処理手数料の減額（免除）を受けたいので、申請します。

廃棄物の種類

減免申請の理由

減免の金額

第4章 附属機関

○大里広城市町村圏組合ごみ処理施設整備基本構想検討委員会 条例

令和2年3月27日

条例第6号

(趣旨)

第1条 この条例は、大里広城市町村圏組合ごみ処理施設整備基本構想検討委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、ごみ処理施設整備基本構想の策定及び新たなごみ処理施設の整備に関し、管理者の諮問に応じ、調査及び検討を行い、答申する。

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから管理者が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 大里広城市町村圏組合議会議員
- (3) 住民組織を代表する者
- (4) 組合構成市町の職員

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和4年3月31日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総括し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、会長はその議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、意見若しくは説明を聴くこと又は資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第7条 委員会に専門事項の調査及び研究のため、必要に応じて専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により、これを定める。

4 部会長は、部会の会務を総括し、部会における審議の状況及び結果を委員会に報告するものとする。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。